

公 募 公 告

令和5年度福井県高校生中国語学研修事業に係る業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和5年11月20日

福井県知事 杉本 達治

1 目 的

県内の高等学校に在学する生徒を中国に派遣して、語学研修により中国語による高いコミュニケーション能力を高め、国際社会の中で尊敬と信頼を得て活躍できる視野の広い人材の育成を図る。そのため、優れた知識、技術等を有する事業者をプロポーザル（企画提案）方式により募集し、決定する。

2 企画提案書の提出を求める事項

(1) 企画提案書の提出を求める業務（以下「本業務」という。）の名称

福井県高校生中国語学研修事業

(2) 業務の内容

令和5年度福井県高校生中国語学研修事業に係る業務仕様書（別紙）（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

(4) 提案上限金額 256千円を上限とする

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たした者とする。

(1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者（競争入札参加資格認定の申請中の者を含む。）であること。

※競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、提案書提出締切時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(3) 参加資格認定の日において県の指名停止措置を受けていないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(5) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。

エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接

的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者。

(6) 国税および福井県税を滞納していない者であること。

4 参加資格の認定手続き等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類

参加申込書（様式1）に次の書類を添付し、提出すること。

- ・法人税、消費税および地方消費税に滞納がない旨の納税証明書
- ・県税の納税状況の確認について

(2) 受付期間

令和5年11月20日（月）から令和5年11月27日（月）9時から17時の間

(3) 提出方法

持参、郵送にて提出すること。持参の場合は、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下、「祝日」という。）を除く、9時から17時の間に限る。

なお、郵送による場合は、書類の收受に争いが生じないよう配達記録の残る簡易書留郵便を利用し、令和5年11月27日（月）17時までに必着とする。

また、提出後における申込書の変更は認めない。

(4) 提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1

福井県教育庁高校教育課 担当：辻崎

TEL 0776-20-0295・FAX 0776-20-0669

5 本業務に関する質問事項

本業務に関する質問事項については、令和5年11月27日（月）17時までに質問書（様式2）を電子メールまたはFAXにより提出すること。質問に対する回答は、令和5年11月27日（金）に電子メールまたはFAX送信により参加者全員に対して行う。

6 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和5年11月27日（金）書面にて通知する。参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を書面により通知する。

7 企画提案書の提出

参加資格を有すると認められた者は、次により企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類および提出部数

仕様書を参照の上、以下の6項目を記載した企画提案書を正本1部、副本6部提出

（様式任意）

①往復日程、活動日程	②現地バックアップ体制
③見積書	④緊急時の連絡体制・安全管理
⑤高校生海外研修の取扱実績	⑥大学への研修費の支払い

(2) 提出方法

持参または郵送により提出すること。日曜日、土曜日および祝日を除く。

なお、持参の場合は、9時から17時の間とし、郵送による場合は、簡易書留郵便を利用すること。

(3) 提出期限

令和5年12月15日（金）17時までとする。（必着）

なお、提出後における企画提案書の追加変更は認めない。

8 審査会

(1) 日時 令和5年12月22日（金）（オンラインでの実施を予定）

詳細については、企画提案書を提出した者に別途通知する。

(2) 実施方法 プレゼンテーション 15分以内

質疑応答 5分以内

(3) その他 説明は紙媒体で提出された企画提案書のみを用いるものとする。

9 審査および契約先候補者の選定

(1) 契約先候補者の選定に際し審査する事項

下記の評価項目に従い、評価を行う。

①往復日程・活動日程

・参加者の安全と体調を考慮し、著しく早朝あるいは深夜の移動とならないように考慮されているか。

②現地バックアップ体制

・現地滞在、移動の安全性、利便性を考慮しているか。

③見積書

・予算内で運営できるか。適切な旅行保険代金を見積もっているか。

④緊急時の連絡体制・安全管理

・現地のトラブルに対応できるようになっているか。

⑤同様の研修の取扱実績

・過去に同様の実績があるか。

⑥大学への研修費の支払い

・研修を行う大学へ適切に研修費を支払うことができるか。

(2) 契約先候補者の選定方法

提出書類および提案者によるプレゼンテーション内容の審査を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、最も優れた提案者を選定する。

(3) 契約先候補者の選定期限

審査会を実施した日から14日以内に選定結果を書面にて通知する。

10 契約の締結

審査の結果、選定された契約先候補者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、福井県財務規則に基づいて契約を締結する。

したがって、契約先候補者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

1.1 本業務に関する仕様書等の交付

(1) 交付場所

福井県教育庁高校教育課ホームページに掲載し、交付することとする。

(2) 交付期間

令和5年11月20日（月）から令和5年11月27日（金）9時から17時の間

1.2 企画提案書等の情報公開

企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）の名称、審査結果概要等の情報を公開する
場合があることを了知の上で応募すること。

1.3 その他

(1) 企画提案に係る経費は全て提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は一切返却しない。

(3) 本プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザルで知り得た内容について、無断で使用してはならない。

(4) 2案以上の企画提案をした場合は、失格とする。また、法令違反など本業務運営に関して著しく不適当な場合等についても、失格とすることがある。

(5) 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

(6) その他、不明な点については、下記担当に照会すること。

1.4 問合せ先

福井県教育庁高校教育課大学進学サポートグループ

担 当：辻崎

住 所：〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17番1号

電 話：0776-20-0295

F A X：0776-20-0669

E-mail：c-tsujisaki-zk@pref.fukui.lg.jp（辻崎）